

入間市制施行60周年記念冠事業選定基準(企業・団体用)

入間市は、令和8年11月に市制施行60周年という記念すべき「還暦」を迎えます。この節目を、単なる過去の総括に留めず、未来に向けた新たな出発点、すなわち「新たなはじまり(リスタート)」の機会と捉えています。

つきましては、既存の枠組みにとらわれることなく、新たな価値観及び仕組みを創出する事業を「冠事業」として募集し、本市が掲げるパーサス「心豊かでいられる、『未来の原風景』を創造し伝承する。」を根底に据え、当該パーサスの実現に資する5つのシンボリックアクションに基づき、下記の基準で選定します。

1 基本方針(必須事項)

60周年を単なる到達点ではなく、これから100年に向けた新たなスタート地点と位置づけ、未来志向の取り組みで、単なる一過性のイベントに留まらず、次の10年、100年を見据えた持続可能性を有する事業、またはその契機となる取組であること。

2 基準(以下のいずれかに該当すること)

(1)ウェルビーイングアクションへの貢献～心の豊かさの追求と自己実現の支援～

市民が日常生活及び活動において心身ともに健康で満たされた状態を享受し、それぞれにとっての幸福を持続的に感じられる環境づくり、あるいは自己実現を支援する事業であること

(2)モビリティアクションへの貢献～移動・交流の促進と付加価値の創出～

常識にとらわれず、人や物の移動に関する課題を解決し、様々な事柄への容易なアクセスを可能にする取り組み、またはヒト・コト・モノ・カネ・情報の流動性を高め、これに新たな付加価値を付与することで、地域全体の活性化に作用する事業であること

(3)カルチャーアクションへの貢献～「未来の原風景」の創造・伝承・更新～

入間市の自然、歴史、既存の習慣、生活環境のメリット、住民の人柄といった多面的な「文化」の中に新たな価値を見出し、それを未来へ繋がる象徴的な「原風景」として創造・再定義・更新する事業であること

(4)オープンアクションへの貢献～多様な主体との共創と新たな価値の創出～

業種や分野を超えた多様な主体(市民、民間企業、各種団体、教育機関等)との協働を通じて、新たな視点や自由な発想を広げ、従来の常識や規則にとらわれない、誰もが参加可能な事業であること

(5)サステナブルアクションへの貢献～意識・行動変容の促進と持続可能なまちづくり～

人、環境、経済、暮らしなど様々な側面において、入間市が持続可能なまちであり続けるための取り組みで、市民、地域、そして職員の意識変革や行動変容を促し、まち全体の活力及び成長を加速させる契機となる事業であること

3 次の各号に該当する事業は対象としない

- (1)営利を主たる目的とするもの
- (2)政治的及び宗教的目的を有するとき
- (3)社会的な非難を受け、又はそのおそれがあるとき
- (4)その他市が不適当と認めるもの

4 申請対象者

市内に拠点を有する企業、団体(NPO 法人、市民団体、教育機関等)その他市長が認める団体で、個人による申請は対象外とする。

5 申請方法

冠事業の承認を受けようとする者は、開催予定日の1か月前までに「入間市制施行60周年記念冠事業申請書」を市長(企画部秘書広報課)に提出するものとする。

6 承認及び通知

市は、申請書に基づき審査を行い、その可否を決定し、「入間市制施行60周年記念冠事業承認(不承認)通知書」により、申請者に通知するものとする。この場合において、承認にあたり条件を付すことができる。

なお、申請内容に虚偽の記載等があった場合には、市は承認を取り消す場合がある。承認の取消しにより、主催者に損害が生じた場合であっても、市において賠償は負わないものとする。

7 名義の使用及び支援内容

承認を受けた事業については、「入間市制施行60周年」または「入間市制施行60周年記念」の名義を看板やポスター、パンフレット、案内通知等に使用することができる。ただし、外国語表記など、事業名に付す冠として適當と認められる表記を用いたいときは、市の特別の許可を得た場合に、これを使用することができる。

冠事業として承認された事業については、次の支援を行う。ただし、財政的支援は行わない。

- (1)入間市制施行60周年公式イラストの使用
- (2)市公式ホームページ、SNS等による広報・周知

8 名義及び入間市制施行60周年公式イラストの使用

名義及び入間市制施行60周年公式イラストの使用期間は、原則として承認を受けた日から当該冠事業の完了の日又は令和8年12月31日のいずれか早い日までとする。また、公式イラストの使用にあたっては、別紙「入間市制施行60周年公式イラストの使用に関するガイドライン」に沿って使用するものとし、イメージを損なう使用やデザインの改変等応用使用はしないこと。

9 事業内容の変更又は中止

冠事業実施者は、事業内容を変更又は中止しようとするときは、「入間市制60周年記念冠事業変更・中止申請書」を速やかに市に提出しなければならない。市は、冠事業の承認を受けた者から変更又は中止の申請があった場合は、その内容を審査し、その可否を決定し、承認通知書又は不承認通知書により、申請者に通知するものとする。

10 承認の取消

市は、冠事業として承認された事業が基準に適合しなくなった場合、虚偽の申請であった場合、又はその他不適當と認める場合には、その承認を取り消すことができる。

11 完了報告

冠事業実施者は、冠事業の承認を受けた事業が完了したときは、事業完了後30日以内に、入間市制施行60周年記念冠事業完了報告書を市に提出しなければならない。